

■【トピックス】
東京都知事選挙！



マスコミが大騒ぎした東京都知事選挙が終わりました。終わってみれば、初の女性都知事に就任した小池百合子氏の圧勝でした。今後は2020年の東京オリンピックに向けて鏝(つば)迫り合いが始まりそうです。

それにしても、マスコミの報道はその前の参議院選挙並みでした。いくら首都の知事を決める選挙だといっても大きく取り上げすぎではないかと感じるのは、地方在住者の僻みでしょうか？

■【ビジネス・アイ】
相続証明書！

社長 「ちょっと前だけど新聞を読んでいたら、相続手続きを簡素化するって書いてあったけど、あれはどういう意味なのかなあ？」

花野 「法定相続情報証明制度のことですね。これまで亡くなった方の銀行口座の相続手続きするのが結構手間だったんですよ」

社長 「大変だと聞いたことはあったよ」

花野 「亡くなった方が生まれてから亡くなるまでのすべての戸籍・除籍などを集めて、その束をそれぞれの金融機関に提出して、それぞれの金融機関等で相続人の確認をしてもらう必要があったんですよ」

社長 「そうなんだ！これからは、その何とかいう制度のお蔭で簡単になるんだよね」

花野 「そうですね。金融機関等に対する手続きの簡素化が図られる予定です。ただ、法務局で『相続証明書』を交付してもらうための戸籍や除籍などは、相続人が集める必要があるんですよ」

社長 「その『相続証明書』を交付してもらうための手続きは残るんだね」

花野 「そういうことになります。それでも金融機関等での確認の手間がなくなる分、手続的には大幅に軽減されますね」

社長 「面倒くさい手続きが少しでも軽減されるのは良いことだね。それでその制度はいつから始まるのかなあ？」

花野 「平成29年度からの予定です」

■【今月のキーワード】

法定相続情報証明制度

7月5日に法務省は、来年度から相続手続きを簡素化するために「法定相続情報証明制度」（仮称）を新設すると公表しました。これは、相続人が被相続人の戸籍・除籍・改正原戸籍を収集して法務局（登記所）へ提出することで、法務局調査で認証した「相続証明書」（仮称）を交付する制度です。これにより金融機関等へは、「相続証明書」1通だけを提出することで手続きが行えるようになる予定です。あわせて、所有者不明不動産の解消するために相続登記を促す狙いがあります。

■【今月の1冊】

『税金亡命』

佐藤弘幸 著

ダイヤモンド社 ¥1600

数か月前にパナマ文書が公開され、多くの個人・企業のタックス・ヘイブンを使った税金逃れが疑われました。

タックス・ヘイブンといってもパナマだけではなく。最も近くにあるのが香港です。タックス・ヘイブンの一番の問題は、匿名性です。この本は、国税OBがタックス・ヘイブンを使った脱税をテーマに書いた小説です。



■【編集後記】

今年も夏休みに石垣島にスキューバ・ダイビングに行ってきました。近年、石垣島では台湾からの観光客が増加しています。ダイビングも例外ではなく台湾人ダイバーと同船することも増えています。意思疎通のための語学(英語)の必要性を感じました。

『経営のセカンド・オピニオン』vol.114（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2016.9.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>